2024春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構	成	組	織	名	全国ユニオン
方	針	決	定	目	
要	求	提	出	日	
	答	指	定	日	

# -	T-b-c5
要求項目	要求内容
I.基本的な考え方	
(1)格差是正に取り組もう!(2)ストライキ権を確立して交渉に臨もう!(3)賃上げは	
権を催立しく父渉に臨もっ!(3)貧上げは 5%以上の要求を掲げよう!(4)最低賃金	
の引き上げに取り組もう!(5)労働組合に	
とって社会的な運動としての春闘に取り組	
もう!	
Ⅱ.基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価	
値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための取り組	
<i>ъ</i>	
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネット	
の維持・強化	
・集団的労使関係の輪を広げる取り組み	
T 4 (F) T !	
Ⅲ一1.賃金要求	
■月例賃金	月額26万5500円
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低	
到達水準」「到達目標水準」	
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が	
○「貝並ガーノ維持伯ヨガ(構成組織が 設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正	
(中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正	賃金だけでなく一時金、退職金や福利厚生などあらゆる格差を是正させる。職務非関連手当の早期是正。無期転換後の格差是正。
・企業内最低賃金協定の締結	
・昇給ルールの導入	
■男女間賃金格差の是正	 職場内におけるジェンダー平等の実現
・「見える化」と問題点の改善	概念が31に0017 0フェンク 十分の大党
·生活関連手当	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保	
・年齢別最低到達水準の協定締結	
■一時金	
・一時金の要求基準等 ・・有期・短時間・契約等で働く労働者への対	
応	
Ⅲ-2.「すべての労働者の立場にたっ	った励主ないの改善
■長時間労働の是正	①昨年よりも短い時間での36協定の締結を目指す、②高度プロフェッショナル制度の導入阻止、③インターパル時間の設定、④在宅勤務の長時間化の時よ、○のたよの歌得をウェースのよりでは、「おいます」という。
	の防止、⑤年休の取得率向上
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り	①2024問題への対応、②ハラスメント協定の締結
組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向け	
た取り組み	
■人材育成と教育訓練の充実	
	<u>l</u>
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇	(8)安心して働き続けられる定年後の就業の確保
に関する取り組み	企業のフリーハンドでの労働条件低下を許さない、本人の意思を尊重した定年再雇用の労働条件を確保、定年年齢の引き上げに取り組もう。同時に、当たり前となっている賃金減額についても見直し、同一労働同一賃金を徹底しよう。
	一方、高齢法で努力義務となっている66歳以降の就業は確保については、安定した雇用・労働条件を求めていく。
■テレワーク導入にあたっての労働組合の	
■テレワーク導入にあたっての労働組合の 取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■降がい石産用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の温階終付制度の整備	
働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡	
大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組	
■ 石原と仕事の 同立の推進に 関する取り組 み	

##